

## **[事案 30-36] 就業不能給付金支払請求**

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

就業不能状態が 60 日以上継続したことを理由に、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 29 年 5 月に契約した就業不能保険にもとづき、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約後まもなく病院 A でメニエール病と診断され、同病院に入院した。退院後も同病院の医師の指示のもと在宅療養を行い、その後は病院 B に通院した。よって、入院期間と在宅療養期間とを合計すると、就業不能状態が 60 日以上継続した。
- (2) 保険会社は、自社に都合のよいように、医師に診断書等を訂正させた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 就業不能給付金の支払理由としては、被保険者が就業不能状態に該当し、その状態が 60 日以上継続したことが医師によって診断されたこと等が定められている。就業不能状態とは、入院または在宅療養に該当する状態のことをいい、在宅療養とは、医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等で、医師の管理下において計画的な治療に専念し、自宅等からの外出が困難な状態（通院など治療のために最低限必要な外出は除く）等のことをいう。
- (2) 病院 A の医師が作成した診断書、意見書には、申立人が在宅療養をしていたと認められる記載がない。
- (3) 病院 B の医師が作成した診断書、意見書によると、日常生活動作について「異常なし」とされている。なお、入院期間以外で医師の管理下において計画的な治療がなされた期間のうち外出が可能と考えられた期間は、「なし」とされているが、「患者の申出による」との付記がある。
- (4) 診断書等の記載に不足があったため、医師に訂正を求めたことは事実だが、医師が保険会社の意向に沿った内容に訂正することはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、就業不能状態の該当性を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が 60 日以上就業不能状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。